

千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例

平成十八年三月三十日

条例第三十四号

千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例

食は、人の生命や健康の源となるものであり、食品等の安全と安心の確保は、県民が健康で幸せな生活を送る上で、極めて重要である。

私たちの食生活は、社会情勢や生活様式の変化によりその姿を変え、科学技術等の発展や国際化の進展の中で、食品等の安全性にかかわる様々な課題が生じてきている。私たちは、こうした課題に対処し、将来にわたって食品等の安全と安心を確保していかななくてはならない。

本県は、豊かな自然に恵まれた全国でも有数の農水産物の生産地であるとともに、首都圏の大消費地に位置し、多くの食品等の製造・加工施設が存在し、さらには、成田国際空港、千葉港などの物流の拠点を持している。こうした特色を持つ本県において、県、生産者、事業者、消費者は、それぞれの責務や役割を認識し、環境に配慮しつつ、食品等の安全と安心の確保に向けて積極的に取り組む必要がある。

また、食品等には健康への影響を及ぼす要因があるという考えに立ち、この要因が健康に与える可能性や食にかかわる課題などについて、情報や意見の交換等を行うリスクコミュニケーションを促進し、すべての関係者が相互に理解し、共通した認識を持つことが大切である。

食品等の安全と安心の確保は、県民すべての願いであり、その実現に向かって、第一歩から共に力を合わせて取り組んでいくため、ここに千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、食品等の安全性及び食品等に対する安心感（以下「食品等の安全・安心」という。）の確保について、基本理念を定め、県及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、食品等の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進することにより、基本理念にのっとり食品等の安全・安心の確保が図られるようにし、もって県民の健康を保護し、及び県民の安心できる生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 食品 全ての飲食物（その原料又は材料として使用される農林水産物を含み、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品を除く。）をいう。
- 二 食品等 食品、添加物（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第二項に規定する添加物をいう。）、器具（同条第四項に規定する器具をいう。）又は容器包装（同条第五項に規定する容器包装をいう。）をいう。
- 三 食品関連事業者 肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品等の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材又は食品等の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者をいう。
- 四 リスクコミュニケーション 食品等の安全・安心の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換並びに食品等の安全・安心の確保に関する情報の提供、食品等の安全・安心の確保について意見を述べる機会の確保その他の食品等の安全・安心の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るために必要な取組をいう。

（基本理念）

第三条 食品等の安全・安心の確保は、このために必要な措置が県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられることにより、行われなければならない。

2 食品等の安全・安心の確保は、このために必要な措置が、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、県民の健康への悪影響を未然に防止する観点から、科学的知見に基づいて講じられることにより、行われなければならない。

- 3 食品等の安全・安心の確保は、リスクコミュニケーションによる食品等の安全・安心の確保に関する情報の共有を図ることにより、行われなければならない。
- 4 食品等の安全・安心の確保は、このための取組が環境に及ぼす影響について配慮して、行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する食品等の安全・安心の確保についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食品等の安全・安心の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、基本理念にのっとり、国及び他の地方公共団体と連携して、食品等の安全・安心の確保のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(食品関連事業者の責務)

第五条 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、自らが食品等の安全・安心の確保について第一義的責任を有していることを認識して、事業活動を行う責務を有する。

- 2 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る食品等の安全・安心の確保に関する正確かつ適切な情報の提供を行う責務を有する。
- 3 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、県が実施する食品等の安全・安心の確保に関する施策に協力する責務を有する。

(消費者の役割)

第六条 消費者は、基本理念にのっとり、食品等の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 消費者は、基本理念にのっとり、県が実施する食品等の安全・安心の確保に関する施策について意見を表明するよう努めることによって、食品等の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすものとする。
- 3 消費者は、基本理念にのっとり、県が実施する食品等の安全・安心の確保に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本方針)

第七条 知事は、食品等の安全・安心の確保に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 食品等の安全・安心の確保に関する基本的方向
 - 二 食品等の安全・安心の確保のため総合的に講ずべき施策
 - 三 前各号に掲げるもののほか、食品等の安全・安心の確保のために必要な事項
- 3 知事は、基本方針を定め、又は変更するに当たっては、あらかじめ、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く県民の意見を求めなければならない。
- 4 知事は、前項の規定により提出された意見及び情報を考慮して基本方針を定め、又は変更しなければならない。
- 5 知事は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(リスクコミュニケーション)

第八条 県は、食品等の安全・安心の確保のため、県民に対し、明確かつ平易に、次の各号に掲げる事項に関する適切な情報の提供を行うものとする。

- 一 食中毒その他の食品等による人の健康に係る被害に関する事項
- 二 食品等の安全性及び表示に関する事項
- 三 食育に関する事項
- 四 前各号に掲げるもののほか、食品等の安全・安心の確保のために必要な事項

第九条 県は、食品等の安全・安心の確保に関する関係者相互間の理解の促進を図るため、情報及び意見の交換会の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

第十条 食品等の安全・安心の確保に関する県の施策について意見を有するものは、知事に対し、制度の新設又は改廃その他の必要な見直しを行うよう提案することができる。

- 2 前項の規定による提案をしようとするものは、次の各号に掲げる事項を記載した提案書を知事に提出しなければならない。

- 一 提案をしようとするものの氏名又は名称及び住所又は事業所その他の施設の所在地並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名
 - 二 提案の年月日、内容及び理由
- 3 知事は、前項の規定により提案書が提出されたときは、速やかに、当該提案書についての千葉県食品等安全・安心協議会の意見を聴かなければならない。この場合において、当該提案書に係る提案の内容に知事以外の執行機関又は公営企業管理者（以下この条において「知事以外の執行機関等」という。）の権限に属する事務に関係するものがあるときは、あらかじめ、当該知事以外の執行機関等に当該提案書の写しを送付しなければならない。
- 4 千葉県食品等安全・安心協議会は、前項前段の規定による諮問があった場合において、必要があると認めるときは、前項に規定する提案書に係る提案の内容及び理由に関し、知事及び知事以外の執行機関等に意見又は資料の提出を求めることができる。
- 5 知事は、第三項前段の規定による諮問に対する答申を受けた場合において、当該答申の内容に知事以外の執行機関等の権限に属する事務に関係するものがあるときは、直ちに当該知事以外の執行機関等に当該答申の写しを送付しなければならない。
- 6 知事は、第三項前段の規定による諮問に対する答申を受けたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。
- 一 提案の年月日、内容及び理由
 - 二 答申の内容
 - 三 提案に対する県の見解
- 7 県は、第三項前段の規定による諮問に対する答申を尊重して、食品等の安全・安心の確保に関する県の施策について、必要な見直しを行わなければならない。
- （関係団体との協働）
- 第十一条 県は、食品関連事業者の団体、食品等の安全・安心の確保に関連する消費者の団体その他の関係団体と協働して、リスクコミュニケーションその他の食品等の安全・安心の確保のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。
- （自主的な活動の支援）
- 第十二条 県は、食品関連事業者が自主的に行う食品等の安全・安心の確保に関する活動の促進を図るため、情報の提供及び助言その他の食品関連事業者に対する支援に必要な措置を講ずるものとする。
- （遺伝子組換え作物等に関する措置）
- 第十三条 県は、遺伝子組換え生物等（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第二条第二項に規定する遺伝子組換え生物等をいう。）のうち作物その他の栽培される植物（以下この条において「遺伝子組換え作物等」という。）と遺伝子組換え作物等以外の作物その他の栽培される植物（食品とするために栽培されるものに限る。）との交雑の防止に関し必要な措置を講ずるものとする。
- （体制の充実強化）
- 第十四条 県は、食品関連事業者に対する指導、食品等の検査及び関係機関との連絡調整のための体制その他の食品等の安全・安心の確保のため必要な体制の充実強化に努めるものとする。
- （調査及び研究）
- 第十五条 県は、食品等の安全・安心の確保に関する施策を効果的に推進するため、必要な調査及び研究を行うものとする。
- （財政上の措置）
- 第十六条 知事は、食品等の安全・安心の確保に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。
- （委任）
- 第十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第十条及び附則第三項の規定は、同年七月一日から施行する。

(検討)

- 2 知事は、この条例の施行後、食品等の安全・安心の確保を図るための諸施策に関する動向その他の社会経済情勢の変化を勘案し必要があると認めるときは、食品等の安全・安心の確保に関する施策に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(千葉県行政組織条例の一部改正)

- 3 千葉県行政組織条例（昭和三十二年千葉県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。
別表第二中千葉県薬事審議会の項の次に次のように加える。

千葉県食品等安全・安心協議会	千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例（平成十八年千葉県条例第三十四号）第一条に規定する食品等の安全・安心の確保に関する事項を調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、又は建議すること。
----------------	---

別表第三中千葉県薬事審議会の項の次に次のように加える。

千葉県食品等安全・安心協議会	会長	一 学識経験を有する者	二十人以内	二年
	副会長	二 事業者を代表する者		
	委員	三 消費者を代表する者		

附 則（平成二十六年十月二十一日条例第四十八号）

この条例は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。